

いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

いわて県民情報交流センター条例施行規則（平成18年岩手県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）				
区 分		単 位	利用料金 の上限額 （1回に つき）	区 分		単 位	利用料金 の上限額 （1回に つき）	
附属 の設 備	[略]			[略]				
	ホー ル以 外の 施設	[略]		[略]				
		リハ ーサ ル室	[略]		[略]			
			会 議 室801 (特 別)	固定型プロジェ クター	1台	1,170	[略]	
				放送設備	1式	1,020	[略]	
	会 議 室803	ブルーレイディ スクプレーヤー	1台	100	[略]			
		固定型プロジェ クター	1台	1,170	[略]			
	会 議 室804	[略]		[略]				
		研 修 室812	固定型プロジェ クター	1台	1,170	[略]		
	会 議 室804		ブルーレイディ スクプレーヤー	1台	100	[略]		
ホー ル・ホ ール以 外の 施設共 通		[略]		[略]				
	ビデオ一体型デ ジタルディスク プレーヤー	1台	70	[略]		[略]		
		[略]		[略]				
	ノートパソコン	[略]	330	[略]		[略]		
[略]			[略]					
附属 の設 備	[略]			[略]				
	ホー ル・ホ ール以 外の 施設共 通	[略]		[略]				
		ポータブルブル ーレイディスク プレーヤー	1台	70	[略]		[略]	
			[略]		[略]			
ノートパソコン	[略]	400	[略]		[略]			
[略]			[略]					

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。